

## 手数料関係

### 端末機器の設計についての認証手数料

(2025年1月1日)

手数料の額(円) 端末機器の種類等	試験結果等報告書の提出があった場合			
	新規		一部変更 (注1)	
	単独	複合 (注2)	単独	複合 (注2)
1 専用通信回線設備等端末 (注3) (注4) インタフェースの種類1種類 インタフェースの種類2種類以上	120,000 30,000	85,000 25,000	90,000 20,000	48,000 15,000
2 移動通信端末	266,000	225,000	172,000	130,000
3 固定電話端末	220,000	200,000	130,000	110,000
4 その他の通信端末	280,000	238,000	178,000	135,000
5 セキュリティ基準に係る機器	30,000	25,000	25,000	20,000

注1: 「一部変更」とは、既に認証を受けたものが当該認証に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証申請をいう。

注2: 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申請をいう。

注3: 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

注4: インタフェースの種類が2種類以上となる場合は、一つ目のインタフェースの種類に「インタフェースの種類1種類」を適用とし、二つ目以降のインタフェースの種類にはそれぞれ「インタフェースの種類2種類以上」を適用とする。

認証を受けた端末機器の前位に接続する機器であって、網制御機能を有しないもの(一部変更を除く)については表に掲げた額から5万円減額する。

本認証手数料には、消費税(外税)が、かかります。

## 手数料関係

### 端末機器の技術的条件適合認定手数料

(2025年1月1日)

端末機器の種類	手数料の額(円)	試験結果等報告書の提出があった場合	
		単独	複合(注1)
1 専用通信回線設等端末機器(注2)(注3) インタフェースの種類1種類	61,000		45,000
	インタフェースの種類2種類以上	30,000	25,000
2 移動通信端末	76,000		62,000
3 固定電話端末	65,000		54,000
4 その他の通信端末	70,000		60,000
5 セキュリティ基準に係る機器	15,000		10,000

注1:「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体になっている申込をいう。

注2:「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。平成23年総務省告示第87号別表第5号に示されるインタフェースを含む端末機器のときは表に掲げる額に3万円を加算する。

注3:インタフェースの種類が2種類以上となるときは、一つ目のインタフェース種類に「インタフェースの種類1種類」を適用とし、二つ目以降のインタフェースの種類にはそれぞれ「インタフェースの種類2種類以上」を適用とする。

本認定手数料には、消費税(外税)が、かかります。

## 手数料関係

### ■認定手数料の割引

- (1) 前年度（1月1日から12月31日まで）の申込（変更申込を含む）の処理件数が20件以上の場合、本年度の申込 認定手数料については、10%を割引致します（試験料金は対象外となります）。
- (2) 弊社が認定する旧認定試験事業者に相当する試験事業者から発行された試験報告書が添付されている場合、表に掲げる額の20%を割引致します。
- (3) 既認定設備の類似申請等で個別手数料の設定が合理的であると判断した場合、手数料を別途設定します。

### ■認証ラベルの料金（下記の料金について具体的に記載してあるものについては、消費税及び送料等を含みません。）

- (1) 端末機器の設計についての認証の場合：  
申込者自身で認証ラベルを作成し、認証された機器に付すことができます。
- (2) 端末機器の技術的条件適合認定の場合：  
認定ラベルの料金は個別見積りとなります。

### ■出張業務（申込者の要望や審査対象品を検討し、必要と認め当社事務所以外で業務を行う場合）

- (1) 出張業務費用  
当社の定める出張業務規定によります。
- (2) 旅費、宿泊費、日当など  
当社の定める旅費規定によります。本件に関わる料金については、ご依頼の際或いは当社より打診する際担当者より提示致します。

### ■その他の料金

- (1) 認定書、認証書の再発行  
再発行の理由を記載した再発行申込書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。再発行手数料は30,000円です。尚、再発行した認定書、認証書には、再発行をした旨を記載します。
- (2) 複写文書（例えば、試験データ等）の提供  
全てのご要望にお応えできない場合もありますが、ご要望に応じ試験データ等の複写を提供致します。但し、提供する場合、有償とさせて頂くものもありますので細につきまは、ご希望の文書について担当者へご相談下さい。
- (3) その他  
再発行証書、ラベル、複写文書その他をお送りする際に発生する送料、消費税等は必要に応じ請求します。

### ■手数料の納入

認定書発行日以降、当社経理部より請求書を発行いたします。請求書発行日より30日以内に当社指定銀行口座に請求書に記載の金額をお振り込みください。「2. 申込時及びその他の注意事項等」に記載のその他の事項についてもまたご注意ください。

また、端末機器の設計についての認証手数料あるいは端末機器の技術的条件適合認定手数料に係る業務以外の業務を行う場合、追加料金を別途請求させて頂く場合があります。その場合、当該業務開始前に当該費用料金について申込者へ確認を行います。

### 附則

1. 平成17年4月1日をもって初版発行とする。
2. 平成23年6月1日をもって第2版発行とする。
3. 本書は大臣への提出後、2020年1月1日をもって第3版発行とする。
4. 本書は大臣への提出後、2022年4月18日を以って第4版発行とする。
5. 本書は大臣への提出後、2025年1月1日を以って第5版発行とする。